

令和8年度 飯能市立飯能西中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

(いじめの禁止)

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめの防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権集会等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的かつ必要に応じて次の調査等を実施する。

- ① 生徒対象のいじめについてのアンケート調査（年3回）
- ② 三者面談、教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査（年3回）
- ③ 保護者対象のいじめについてのアンケート調査（年1回）
- ④ アンケート結果、面談記録等は個人情報管理徹底のもと5年間保存する。

(イ) いじめの相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置（さわやか相談室の活用）

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

生徒及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー

※事案により、校外関係者（学校運営協議会委員、地区民生委員、市支援課等）

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査・教育相談等）
- ② いじめの未然防止に関すること
- ③ いじめに対する措置に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ⑤ 学校の実態に応じて、組織構成を適宜検討・改善すること
- ⑥ 重大事態発生時の調査機関となること

＜開催＞

本構成員が参加する「生徒指導部会」「教育相談部会」をそれぞれ週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は24時間以内に緊急開催する。

② いじめの未然防止

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行い、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。生徒からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する
 - (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - (ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる措置を講ずる。
 - (エ) いじめの関係者における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - (オ) いじめの解消は、少なくとも次の2つの要素が満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
※被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続している。
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
※被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 必要に応じて他の事情も勘案して判断し、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、教職員は当該いじめの被害者生徒及び加害者生徒を注意深く観察する。
- (カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、飯能市教育委員会及び飯能警察署と連携して対処する。

（３）重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、飯能市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 飯能市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、慎重に判断する。
- (エ) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適性に自校の取組を評価する。

(ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間活動計画

4月	「令和8年度学校基本方針」策定、校内研修にて全教職員での確認
5月	保護者会や学校だより、HP等で生徒保護者に周知する。 生徒対象アンケート調査、教育相談（二者相談）、人権作文
6月	「道徳の授業」を活用した指導
7月	三者面談
8月	いじめ防止に向けた校内研修
9月	生徒対象アンケート
10月	生徒対象アンケートの集約及び教育相談・三者面談へ向けての課題検討
11月	いじめ撲滅強化月間の取組、 1・2年教育相談、3年三者面談
12月	3年三者面談 保護者対象アンケート調査
1月	「道徳の授業」を活用した指導 学校評価研修
2月	生徒対象アンケート調査 1・2年教育相談
3月	今年度の問題の検討及び新年度の成果・課題の検討、基本方針検証実施

4 その他

- ・「飯能市立飯能西中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）に基づき、平成26年3月策定、同年4月施行。
- ・本基本方針は、毎年度末に内容を検証し、必要に応じて改正を行うものとする。